

定 款



株式会社ワンスペース

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社ワンスペースと称し、英文では ONESPACE INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 情報処理サービス全般
- (2) キャリア支援及びキャリア教育関連事業
- (3) 経営コンサルティング事業
- (4) Web サイト構築及び管理事業
- (5) 事務用品等各種レンタル事業
- (6) インターネット、その他の通信を利用した通信販売事業
- (7) アナログデータ等の編集・デジタル化事業
- (8) 電子書籍、電子雑誌等の電子出版物の企画、制作、出版、販売輸出入並びにそれらの代行
- (9) マーケティングリサーチ及び調査・データベース化事業
- (10) 各種イベントの企画・運営
- (11) スマートフォン・タブレット用アプリ開発及び販売
- (12) オリジナルキャラクターのデザイン及びキャラクター商品の企画、開発、制作、販売
- (13) 労働者派遣事業、委任及び請負事業
- (14) 有料職業紹介事業
- (15) コールセンター及び BPO 事業
- (16) 学習塾及びセミナー・シンポジウムの企画運営事業
- (17) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (19) 広告代理店事業
- (20) 輸出入並びに販売事業
- (21) 保育園及び託児所の経営及び関連事業全般
- (22) サーバー及びネットワーク機器の管理、保守
- (23) 新商品開発支援事業
- (24) 地域の特産物及び地域資源を活用した事業
- (25) 農作物及びその加工物の生産、販売
- (26) 6次産業化の推進及び支援事業
- (27) 農業再生及び再生化支援事業
- (28) 飲食店業

- (29) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング
- (30) 音楽原盤及び音楽著作権、著作隣接権の企画、制作及び取得、管理、開発業務
- (31) 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (32) 地域活性化事業
- (33) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県那覇市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の指名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年1月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会から10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上5名以下とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の集結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

- 2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。
- 3 当社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(定款に定めのない事項)

第29条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ワンスペース設立のためこの定款を作成し、代表取締役がこれに記名押印する。

平成26年7月11日

代表取締役 玉城 貴史

